

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2018年 9月14日

アジアネットワーク通信

ころさない ころされない ころさせない 《第19/最終号》

訴訟終結と再出発

「ころさない・ころされない・ころさせない」という目標に向かって発信し続けよう

「訴訟終結と再出発の集い」集会報告

四月一三日、本訴訟団最後の集い「訴訟終結と再出発の集い」をエルおおさかで開催しました。

安倍首相靖国参拝違憲訴訟は、すでにみなさんにお知らせのとおり、昨年、二〇一七年二月二〇日に最高裁で上告不受理の決定が出て敗訴、それに対して訴訟団はすぐさま抗議声明を出しました。

このように訴訟自体は終わりましたが、運動自体が終わったわけではありませんが、一応、区切りとしての「訴訟終結と再出発」の集会です。

田中伸尚さん講演

「靖国をめぐる記憶の再生」

靖国訴訟の他、自衛隊合祀違憲訴訟、箕面忠魂碑訴訟等、一連の政教分離訴訟に関わってこられた田中伸尚さんに「靖国をめぐる記憶の再生」というタイトルで講演をしていただきました。

田中伸尚さんの講演で「記憶の再生」という言葉の定義について直接の説明はありませんでしたが、私は、その講演を聴いた中で、過去におこったことについて、国家の行った意味付けから解放され、客観的にかつ

自分自身の感性で真実を見極めとらえなおし、そうすることによって未来へつなげてゆくことだと受け取りました。

田中伸尚さんは、国家のイデオロギーは教育やマスコミによって一般市民の間に深く浸透しているので、「靖国」に対する闘いは気の遠くなるような「記憶の再生」の闘いであり、戦後史の中で、(さまざまな政教分離訴訟等の)記憶の再生をめぐる果敢な闘いを市民が続けてきたことは評価すべきだとも述べられました。靖国問題については、(そういった「記憶の再生」としての)合祀取消しの運動を広げ、次の世代につなげていけないだろうか。「殺さない、殺されない、殺させない」という最終的な目標に向かって、そのことを発信し続けて欲しいと語られました。

弁護団からのコメント

田中伸尚さんの講演の後、弁護団から中島・吉田、両弁護士がコメントしました。

〈中島弁護士〉

「台湾靖国訴訟」では、台湾原住民が自分達の歴史を学び、「記憶の再生」を勝ち取ったのではないか、また、

われわれも共に学んできたので、良い経験をさせてもらいましたと話されました。

〈吉田弁護士〉

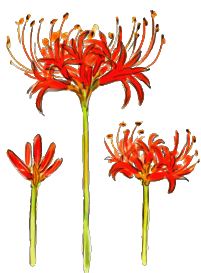
この安倍靖国違憲訴訟での一番から原告団として主張、立証してきたこと、それに対する裁判所の判断についてのポイントを説明されました。訴訟としては、最高裁で負けてしまいましたが、この訴訟の後、安倍首相は靖国参拝できなくなっていることは、一定の成果とみてもよいのではないとも言われました。

この訴訟を通じて連帯が深まったのではないか。また、この運動には「反骨」と「愛」があるので、今後とも、この「反骨」と「愛」をキーワードにがんばってゆきたいと語られました。

(*次ページより田中伸尚さんの講演及び吉田弁護士の報告を全文掲載)

以上

(報告 高橋 靖)



靖国をめぐる

記憶の「再生」に向けて

田中伸尚

(ノンフィクションライター)

●はじめに

チラシでは今日の講演のタイトルは「天皇制に抗う(仮)」でした。天皇代替わりについてはこれから集会や訴訟などが考えられているでしょうから、今回は触れるつもりはありませんでした。そこで事務局長の菱木さんと相談をして「靖国をめぐる記憶の『再生』に向けて」というタイトルにしました。菱木さんは「靖国的なるもの」という言い方をされていて、それを私が「付度」して「靖国をめぐる」というやや曖昧な表現にしました。

タイトルにつけた「記憶の再生」についてですが、こんなふうに考えています。「再生」とは、近代国家が立ち上げられて一五〇年、国家が教育、戦争、メディアなどさまざまな装置や出来事、事件を利用して社会の中に刷り込み、本当のように思い込ませてきた、「靖国」をめぐる「国民の記憶」を問い直し、市民の闘いや言論によって作り直していく、市民(の側)が耕し、新たに記憶を作っていくという営みです。大きくは、市民の側の歴史の獲得です。

むしろ私たちは、たとえば靖国訴訟などを通じてこれまでもそうした営みをしてきました。現在もしています。けれどもそれは、継承されてきた「国民の記憶」の根の強さに阻まれてきた面は否定できない。今、いつそうの「記憶の再生」が重要になっていくように思います。したがって過去をコピーペーストする「再生」ではなく、たとえば「広辞苑」で「再生」を引けば三番目に出てくる「新生」に近く、それを私のことばに直せば、市民が「新しく創る」記憶という動きのある「記憶の再生」です。そこで「記憶の再生」をキーワードに、事務局長の言われた「靖国的なるもの」を意識しつつ、切れ切れになるかもしれないがあれこれ話してみたい。

●だまされる側の責任

このところ連日のように「国家の嘘、捏造、隠ぺい」が明らかになっています。「国家の嘘」がくり返し伝えられる中で思い出すのは、一九四六年八月に映画監督の伊丹万作が『映画芸術』の創刊号に書いた「戦争責任者の問題」(末尾の注を参照)という文章です。ご存知のように伊丹万作は大江健三郎さんの岳父(妻の父)で、一九九七年に謎の死を遂

げた映画俳優・監督の伊丹十三のお父さんですね。

「戦争責任者の問題」で伊丹万作が主張したのは「だまされる側の責任」です。私は講演などで何度もこの評論を紹介し、「だまされる側の責任」という重い問題に言及することがあります。今回の森友・加計学園問題や防衛省の日報のウソなどに接し、改めて伊丹の「だまされる側の責任」を想起しました。

別の言い方をするなら、「国家の嘘」にだまされないためには、私たちが国家を信用してはならないという近代の国家観をきちんと獲得しているかにかかっている。伊丹が敗戦からすぐに提起した「だまされる側の責任」は、国家に「だまされた」と言いづるだけでは、再びだまされるだろう、そうならないためには「だまされた」側の国民の責任こそを問わなくてはならないという論旨で、敗戦直後の東久邇宮内閣の「一億総懺悔」とはまったく違います。

伊丹は近代日本の「国民意識」を問うていたのですが、彼の鋭い問題提起は映画界の戦争責任者の問題についての言説だったこともあって深く認識されてこなかったように思います。現在の「国家の嘘」が深刻なのは、敗戦によって問われねばならなかった、国家を信じて疑わずに生き

てきた「私たちの責任」をあやふやにし―それゆえ天皇(制)の戦争責任を自ら問わなかった―、戦後も戦前・戦中の国家観を不問にしてきたことと関わっているからです。それが今回の底なしの「国家の嘘」で露わになったと私は思います。

このことは、「靖国」の問題とも重なります。「靖国」をめぐる社会意識は、新たな戦死者が生まれなくても、長きにわたって刷り込まれ、継承されてきた「記憶」によって支えられています。天皇・国家の為の死者は立派な「国民」で、「国民」は死者に感謝し、讃え、したがって英霊として靖国神社に合祀することは当たり前という社会意識は、層をなすように積み重ねられた「記憶」が作り上げてきたと言っている。

「靖国」をめぐる社会意識とはそういう意味内容を持っていて、それは国家がいろんな装置を媒介しながら作り上げてきたのです。ところが「天皇・国のための死」は讃えられる「英霊」なのか、それは動員のための「国家の嘘」ではないのか、「だまされているのではないのか」という問いが「靖国」をめぐる社会の「記憶」にはほとんどなかったし、今も希薄である。

「靖国」をめぐる社会意識は、靖国神社だけが作っているのではない

く、いろんなものが重なりあつて出て来ている。政治であつたり教育であつたり、メディアであつたり広告であつたり、論壇であつたりいろいろある。今は象徴になつてゐる天皇、その天皇制から出てくる元号、日の丸・君が代、勲章など。また宗教、映画、文学、スポーツ、音楽、芝居。あるいは全国に二万基以上あるといわれる忠魂碑や忠霊塔。さらに現代では境界があいまいになつてゐますがマンガやアニメなどのサブカルチャーなど、実にいろんなものが作用し、影響し合い、それは塊のように一体となつて、ちょうど今のコンピュータ上にあるクラウドみたいな状態になつて出来上がつてゐる。それらが長い年月をかけて「靖国」をめぐる「国民の記憶」を継承し、社会意識として形成されてきた。

●日々積み重ねられる 「記憶の温存」による社会意識

「記憶の継承」を考えるために、「靖国」に直接かかわらないのです。が、二つの新聞記事を取り上げたい。『朝日新聞』に「リレーおびにおん」という欄があり、いま「維新一五〇年」というタイトルの連載をしています。私は、新聞社のつけたタイトルの「維新一五〇年」にまず驚

きました。このタイトルからは近代日本を批判的に見る眼が全く感じられないから。「明治一五〇年」でも首をひねる―半世紀前の一九六八年を「明治一〇〇年」と捉えた政府の連続性の歴史認識が批判されたことを「朝日」は無視したのだろうか―のに、「維新一五〇年」です。この連載の七回目（二〇一八年四月一日付け）の内容には、タイトル以上にたまげました。皮肉を込めて言えば、タイトルにふさわしい内容というべきかもしれません。

読まれた方も多いでしょうが、京都の老舗の呉服屋の一〇代目の杉本節子さん（奈良屋記念杉本家保存会常務理事兼事務局長）の語りを記者がまとめたものです。「天皇」という絶対的象徴があつた時代の町、ものの心がどこかで感じられるものが、京都に訪れはしないかと二〇年ほど感じていました。「東日本大震災以降、東京一極集中ではなく、皇族方の長期的な滞在をと京都が発信してきました」。締めくくりが「明治維新一五〇年、さらには今上天皇のご退位は、文化首都としての京都にとって、よき兆しになればと思つていきます」。このように、最初から最後まで無前提に天皇は「特別な存在」「敬意と尊敬の対象」という天皇像が語られています。

天皇への敬意にあふれた彼女の語りは、おそらく多くの読者に何の抵抗もなく、好意的にスツと入つていくでしょう。つまり天皇像の「記憶の継承」が自然になされてゐるので。そこには天皇制への疑問が呼び起こされる隙間はありません。天皇を主権者にした明治以降の近現代日本が植民地支配、侵略、戦争をくり返し、そのゆえの敗戦の責任も消し去られた「維新一五〇年」。批判や疑問を吸い取られてしまったことに気づかない社会が「国家の嘘」にだまされやすいのは、多言を要さないでしょう。このように天皇制のはたした歴史を見えなくする天皇観の「記憶の継承」に大メディアがかかわつてゐる。「靖国」をめぐる社会の「記憶」もあまり気づかれずに、こんなふうになされてゐるのだと思ひます。

もう一つ天皇観の「記憶の継承」を考えさせられる例を挙げます。

関西には『東京新聞』『中日新聞』の読者は少ないのですが、今のところ政権と最も果敢に闘つてゐる数少ないジャーナリズムが『東京新聞』だと思ひます。同紙の夕刊のコラムに、「大波小波」という有名な匿名の文化評論欄があります。鋭い批判精神があつてハツとさせられることが多いのですが、不精な私がおーっ

と思つて切り抜いてゐた記事を紹介したい。二〇一七年六月八日付けの記事で、「昭和の子」という匿名者が書いています。

タイトルは「努力と拍手の天皇制」です。「昭和の子」はオペラが好きで年に何回か劇場へ行く。開演前に急に劇場内の空気が変わることがある。天皇皇后夫妻が席に着くときである。これは大相撲観戦などでもありますね。この後の筆者「昭和の子」は、京都の杉本さんとは異なるアプローチで天皇観を語つてゐます。

「公演が終わり舞台への拍手が一段落すると、観客はくると身体の向きを変えて両陛下に拍手を送る。両陛下への拍手が舞台への拍手を凌駕するのは、決して珍しいことではない」と記した後、こう続けてゐます。「この拍手に触れるたび、私は複雑な気持ちになる。拍手は両陛下が「努力」して築き上げてこられた「国民との絆」の証しだが、きょうの拍手が明日続くとはい限らない。私の別なく、定年なく、「拍手」に支えられるお立場とは、何と苛酷なものであろう」。筆者の「昭和の子」は「拍手」と「努力」に支えられる象徴天皇の地位が不安であり、同情を寄せる。そしてその後に生前退位の話が入り、「天皇の退位をめぐる」の有識者会議で、天皇は祈つて存

在するだけでよいとの意見が出て、天皇が不満を漏らされたと毎日新聞がスクープし、宮内庁はその事実を否定した。思うに、やはり陛下はご不満であろう。ひたすらな努力と拍手を土台とする制度は、なにより民主的で理想的だが、さて持続可能かどうかの懸念も消えない。せめて退位の恒久制度化導入で陛下の努力に応えるべきではないか」と結んでいる。

象徴天皇制を持続可能にさせるためには「国民」は天皇の努力と思いに応答すべきで、せめて退位の恒久制度化を訴える。天皇と「絆」があると思っている人がどれほどいるか分からないが、「国民」と天皇の関係をこのように捉える天皇観は、敗戦後の昭和天皇の「全国巡行」で民衆との関係性の中で築き上げた「記憶」の継承である。「昭和の子」は、この社会に天皇が存在していることを当たり前とし、それゆえに不安を抱き、また同情もしている。「昭和の子」も無前提に天皇を「特別な存在」として捉えている、無言の「記憶の継承」をしている。

昭和天皇の代替わりの時と今回の代替わりの状況がかなり違うとはいえ、「昭和の子」が抱く「民主的な象徴天皇制」の不安定さを、「そうだよなあ」と受け止めた読者はかなり多いのではないかと思います。「民主的

な象徴天皇制」を持続可能な制度にすべきという思いからの「昭和の子」の提起の前提にはしかし、天皇制を民主主義の原点から捉える思想も精神もうかがえません。つまり「昭和の子」の言説にも、杉本さんの語りと同じように天皇制のもたらした歴史的事実や本質を見えなくしてしまふ、あるいは隠してしまう働きがある。それが天皇像に関わる「記憶の継承」です。これを「記憶の再生」へとひっくり返して行くのは容易ではないように思います。これは、「靖国」をめぐる「記憶の継承」と直接的にはつながらないのですが、しかし天皇観と靖国観はつながっているのです。

●靖国をめぐる記憶の「再生」

さて靖国神社参拝違憲訴訟です。もう三〇年以上になりますね。靖国訴訟とは別の言い方をするなら、社会に集積されている「靖国」をめぐるさまざまな記憶、とくに肯定的な記憶との闘い、新たな記憶を創る「再生」のための闘いです。

訴訟で出会う裁判官の中には良い裁判官、良いというか私のことばでいえば、靖国をめぐる「記憶の再生」にパワーをもたらす、覚悟のある、たとえば小泉参拝訴訟で福岡地裁の

亀川清長さんのような裁判官ですが、彼のような裁判官は非常に珍しい。裁判官も社会の構成員の一人で、彼らがどういう日常生活をしているか見えないところは多いのですが、彼らもテレビを見、新聞を読み、スマホもパソコンもやる。ですから社会意識は彼らの中に間違いなく投影されるわけです。靖国訴訟はそういう裁判官、つまり司法との闘いでもあり、そんな気の遠くなるような「記憶の再生」を三〇年以上やってきた。改めて先輩らも含めてすごい戦後市民と思います。

「靖国」をめぐる「記憶の再生」の目指すところは、別のことばで具体的にいうなら、結論めきますが「ころさない、ころされない、ころさせない」を実現させていく闘いです。

このフリーズは安倍靖国訴訟・関西の会のニュースレターの表題になっていますが、小泉首相靖国参拝違憲訴訟、つまりアジア訴訟の時からのものですね。これほど「記憶の再生」の目指す世界をわかりやすく語っているフリーズはないと思います。けれどもこの意味内容を獲得することには大変です、戦後七五年近くたっても獲得出来ていない、それどころか非戦を柱にした「戦後精神」は決壊しかけて、危うい状態になっていきます。私たちは靖国訴訟の司法の場だ

けでも、その壁の厚さを何度も味わってきました。

それを自覚しつつ、これからどういう闘いに取り組み、積み重ねて「記憶の再生」をしていくか。それが三〇年後の次の段階になるのですが、今日はそこまで語れる余裕はありませんが、切れ切れの話から手がかりのようなものを掴んでいただければと思います。

「記憶の再生」のために、古層のようになつて社会意識を作っている「記憶」が今、どんなふうに現代的に継承されているかを、ある芝居を通して考えたい。

●生活の中で再生される「靖国的なもの」の記憶

ほぼ一カ月前になりますが、三月一日から一八日まで東京の紀伊國屋サザンシアター TAKASHIMAYAという劇場で、「青年劇場」という劇団の芝居「きみはいくさに征ったけれど」が上演され、最終日に観ました。この芝居は今年の初冬には関西でも公演されると思います。

いじめにあつて自殺しようとした高校生（男の子）に、戦争を「悪の豪華版」と極端に嫌った詩人で、一九四五年五月にフィリピンで行方不明（戦死）になった竹内浩三の幽霊

を絡ませた芝居です。竹内浩三の名はお聞きになっっている方は少なくないでしょう。芝居は若い人たち、高校生向けに作られた爽やかな物語で、ふんだんに笑いがもあり、泣けるシーンもある。作りとしてはとてもよかったです。しかし、芝居の三分の一ほどのところで、非常に違和感を覚えたシーンがありました。

竹内浩三は三重県宇治山田市、現在の伊勢市の出身です。主人公の高校生はいじめられて、夏休みにおばあちゃんの住む伊勢に行き四〇日ほど滞在する。彼は祖母の家にいる間に、おばあちゃんから、伊勢に来たら「お参りに行っておいで」と言われる。彼はその意味が分からないので「どこに？」と訊く。東京の子だからピンとこない。で、おばあちゃんは「伊勢神宮に決まってるやんか」と伊勢弁で言われる。彼は伊勢神宮へ行き内宮（ないくう）で手を合わせる。ご存知のように内宮の祭神は、皇室の祖神の天照大神で、皇大神宮ともいいます。だから私は祖母と孫の会話のシーンに違和感を持ちました。

高校生向けのお芝居の中で、ごく自然なセリフで天皇の祖先を祀る「内宮へ行きなさい」と語られる。伊勢の人、場面だから何の不思議も

ないように思われるでしょう。ですが、こういう風に天皇を刷り込むことができるのかと、これはスゴイと思ったのです。

私は、二五〇人ぐらいの劇場の真ん中ぐらいのところ座っていたのですが、気になって周囲にそれとなく目を走らせました。けれども私のように居心地の悪いような、違和感をもった人はいなかったように感じました。

次の場面で高校生は神宮へ行き、内宮で参拝する。

「伊勢神宮の内宮に行って神様の手をあわせた。僕以外の人たちも僕と同じように手を合わせているのを見てみると、神様はどこにいるのか聞きたくなった」という意味のセリフがあります。少なくともこの主人公はここが天皇家の祖先の神が祀られている場所だという自覚はないようです。おばあちゃんもそれは伝えていない。しかし観客のほとんどは伊勢神宮がどういうところかは知っているでしょう。そうすると、まずまず天皇家の祖神を祀る伊勢神宮が日常社会の中に自然に入り込むようになっていくことがわかる。

私が、靖国問題、政教分離、信教の自由、天皇制などの問題に関わっているから非常に過敏であるかもしれない。でも、芝居を観終わった後

もザラザラ感が残った。確かに芝居の舞台が伊勢であれば、神宮は外せないかもしれない。けれども文化施設として、あるいは歴史的建造物として見学を勧めたのではなく、参拝を勧め、実際に参拝した。それは、この芝居に不可欠だったのだろうか。しかもそれが、若い高校生向けの芝居にさらりと物語の中に取り入れられ語られている。こういうものが靖国的なものの「記憶の継承」とは無縁ではなく、つながっているのだと思います。

私は原作者が気になった。作者は伊勢市出身で四〇歳ほどの、まあ若い方です。出身が伊勢ですから、なるほどなあと、ある意味で納得しました。伊勢では、神宮が日常生活に入り込んでいるだろうことは想像できますから。しかし劇作家であれば、神宮がどういう神社か、とりわけ内宮の祭神ぐらいは常識として知っていないければならないでしょう。私の違和感はいつそう強くなりました。同時に、この若い劇作家の歴史意識は、日本社会を象徴しているように思えました。天皇の存在を「日本人の心」のように無自覚に捉えている芸術家がいることにショックを受けたのですが、さらに言えばこの原作者は竹内浩三をどう捉えていたのかとても気になった。若き詩人竹内の

核心というか心性を掴んでいれば、高校生に神宮参拝を勧める場面は書けなかったのではないかと思ったからです。

ところで靖国訴訟の原告の古川佳子さんがこの三月に『母の憶い、大待宵草』（白澤社）を上梓されました。この中で古川さんが一番多く書き込んでいるのが竹内浩三です。彼との出会い、彼がどういう人だったのかというのを忠魂碑訴訟や母や戦死した兄たちのことなど絡ませながら、熱い思を込めて書いておられます。

●竹内浩三の核心・「さよなら天皇」

一九二一年生まれ、満二三歳で亡くなった竹内浩三には、本人が書いたものなど二〇冊近くの本が出ています。私もかつて『ドキュメント昭和天皇』を書いている時に竹内浩三に出会って、第四巻に竹内浩三が書き残したものを紹介したことがあります。竹内の瑞々しい感性と稀有な表現力で書いた沢山の詩、マンガや短い小説は、大上段に振りがぶつて、反戦だとか非戦だとかいっているものではないところがいい。だけれども彼の書いたものを読むと、彼が戦争というものに強い嫌悪感を持っていたことを感じさせる。彼が詠んだ

詩「骨のうたう」の詩句をタイトルにした『戦死やあわれ』（岩波現代文庫）という本が出ていますが、冒頭に掲げられている「戦死やあわれ」の一節だけを読みます。

戦死やあわれ

兵隊の死ぬるやあわれ

とおい他国で ひよんと死ぬるや

だまって だれもないところで

ひよんと死ぬるや

ふるさとの風や

こいびとの眼や

ひよんと消ゆるや

国のため

大君のため

死んでしまうや

その心や

「ひよんと死ぬる／ひよんと消える」というびつくりするようなオノマトペ（物事の状態を音で象徴的に表した語。擬態語）で戦死を表現する彼の表現力にたまげます。天性の詩人だと思います。この詩の一連だけでも彼が戦争をヒタと見つめ、戦争で死ぬということがどれほど馬鹿げたことであるかということが読み手に伝わってきます。彼はこの詩で、茫々たる戦後まで見て謳っている。

がらがらどんどんと事務と常識が流れ

故国は発展にいそがしかった

女は化粧にいそがしかった

何と射程の長い詩かと思えます。

竹内は戦争観だけでなく、天皇観も記していました。それが、古川さんが本の中で三回にわたって引用している「赤子／全部ヲ才返シスル」です。竹内浩三が軍隊手帳の背表紙の裏に走り書きのようにメモした詞で、彼が戦争に行かねばならない状況の中で、ひらめきのように発見した詞が「赤子／全部ヲ才返シスル」だった。ズバリ言えば「さよなら天皇」、私はそう受け止めました。当時は「国民」は天皇の臣民であり、赤子といわれた。天皇制から自分は解放されて自由になるんだ、と言っているのではないか。だから彼が言いたかったのは、「さよなら天皇」。ここで詳しくは語れませんが、彼が書き残した膨大な詩、日記、小説などからそう理解するしかないと思います。「さよなら天皇」、これが竹内浩三の核心の一つではないか。古川さんが本の中でくり返しこの詞を刻みつけるように紹介しているのは、竹内の核心を見逃さずにとらえたからではなかったか。

竹内に関心を抱く人は必ずこの詞に注目してきた。若い劇作家はこの詞をどう受け止めたのか。その受け止め方で、高校生の内宮参拝シーン

は変わっていたか、あるいは書かれなかったかもしれない。

竹内はこの軍隊手帳を、宮沢賢治の詩集をくり抜いて、その中に入れてお姉さんに送った。それが松阪市の本居宣長記念館に収められているのです。なんとも言い難いのですが（笑）。

竹内の書きつけた詞を、さらに射程を伸ばして読み込んでいくと、戦死者を英霊と讃えるのは「国家のフイクション」と見抜いていたのだというのを、古川さんは気づいたのだと私は思う。古川さんは本の中でそうは書いてはおられないのですが、私はそう受け取っています。だから、竹内浩三の書いた「赤子／全部ヲ才返シスル」と、母さんの和子さんが二人の息子を奪われて詠った「亡き子二人を返せこの手に」を重ね合わせた。それが古川さんによる竹内浩三の発見だと思うのです。

古川さんがそういう理解や認識ができたのは、箕面忠魂碑訴訟の原告だったからだと思います。その中で竹内浩三を発見し、語ってきたことが古川さんの靖国をめぐる「記憶の再生」であると思います。母の憶いと竹内浩三との出会いから「国家の嘘」を見抜いた古川さんはだから合祀取消という「記憶の再生」へと向かった。

●「勲章」を噛う

もうひとつだけ竹内浩三について触れておきたい。彼はたかさんの小説や詩を書き残していますが、その中に「勲章」という掌編があります。大変傑作ですが、収められていない作品集もあります。岩波現代文庫には収録されていませんが、藤原書店発行の『日本が見えない』という大部の本には入っています。

二一歳の時の作品で、彼は日大専門部（今の芸術学部）映画科に入学してから、宇治山田中学校時代の友人らと「伊勢文学」という同人誌を創るのですが、「勲章」はその四号か五号に掲載されている。少しだけ紹介します。

ある人物が、戦争に行つて戦功をあげて初めて勲章をもらう。嬉しくなつて恋人に見せにいく。彼は勲章をもらった戦功の中身を彼女に聞いてもらおうと思った。ところがその恋人は勲章を掌にのせてじつと見つめて、「まあ、綺麗ね、くださらない」と言うだけで、彼の用意した手柄話を聞こうとしなかった。彼はすぐがっかりする。その後も彼は戦争に行くたびに戦功を上げて、勲章がどんどんたまつていく。そのうちに恋人に振られて、別の人と結婚する。勲章はその後も増えていき、家

の中が勲章で一杯になる。それを見た友達から、「たくさんあるね。君はまるで勲章をもらうために生きてきたようだ、立派だよ」と言われて、勲章を集めてきた自分がなんだか馬鹿らしくなり、くだらないように思いついて始める。小説の最後のところで、戦功を聞いてほしかったのに「まあ、綺麗ね」といつてがっかりさせられた昔の恋人にあげてしまおうと、もう一度勲章を見せに行く。その場面を読みます。

二人は茶を飲みながら静かに語り合った。孫のことなども話し合った。彼は勲章を出した。彼が最初に彼女に見せた小さな可愛らしい勲章を彼女は手に取って眺めていたが、それを口の中に入れてしまった。勲章を舐めながら彼女は大きな目で笑った。観音さまのようだった。

すごい小説だと思いませんか。私は、笑い転げて仰天しました。竹内は、天皇からの勲章を嗤っているのですから。現在でも叙勲を有難がり、断る人はきわめて稀です。竹内は「国家の嘘」を、さらりとユーモアにくるんで、しかし鮮やかに見抜いていた。どこか爽快感が残る掌編です。彼を語ることがはだから、国家が社会に刷り込み、継承を続けた「靖国

をめぐる記憶」にだまされず、作り直す「記憶の再生」なのだと思います。

●「大逆事件」という重石

少し視点を変えます。私はここ二〇年ばかり明治時代の「大逆事件」―戦後一九四八年に削除された現刑法第七三条に規定されていた「皇室ニ対スル罪」（天皇等危害罪とも）にかかる「大逆事件」は一九三二年までに四件あり、そのうち一九一〇―一九一一年の最初の事件で、ふつう「大逆事件」というと明治の事件を指す―を取材して、三冊の本を書きました。取材を始めた最初の段階から私は、「大逆事件」に対する戦後社会の記憶と戦後の天皇観を意識していました。それは『ドキュメント昭和天皇』を書いていたからです。

「大逆事件」は、国家が思想弾圧のために爆発物取締罰則容疑事件をきっかけに意図的に起こした事件で、起訴された二六人中二四人が一審で終審の大審院で死刑判決を受け、二人が一週間で処刑された近現代一五〇年を通じての最大の国家犯罪です。

事件の戦後史は、唯一生き残った被害者の坂本清馬さん（死刑判決から無期に減刑）と刑死した森近運平

さんの妹・栄子（ひでこ）さんが一九六一年一月に起こした再審請求から始まったと言っているでしょう。「大逆事件」の戦後史の始まりです。

再審請求とはつまり「国家の嘘」によつて戦前・戦中、そして戦後まで社会に記憶されてきた、二六人は組織的計画的に天皇暗殺を図ったという「国家の事実」に対して、それは違う、実は国家の仕組んだ思想殺しの国家犯罪なのだということを明らかにする試みで、まさしく「記憶の再生」です。しかし戦後司法、つまり東京高裁と最高裁は一九六七年、明治の大審院判決をそのまま踏襲して坂本さんらの再審請求を棄却してしまつた。

「大逆事件」が戦後社会の中でどのように語られ、記憶されてきたのかを天皇とのからみの中で追いかけてきた私が最初に出したのが『大逆事件―死と生の群像』（岩波書店、二〇一〇）です。取材を始めて間もなく私は知り合いから「今さら、どうして「大逆事件」？みんな知っているでしょう？」と言われたのですが、その話を本の「あとがき」で紹介しています。

拙著を本居宣長の研究で知られ、国家神道の問題でも瞠目するような著述のある近世・近代の思想家の泰斗である子安宣邦（こやす・のぶ

くに）さんが二〇一五年に出された『「大正」を読み直す』（藤原書店）の中で取り上げています。子安さんはもちろん「大逆事件」は知っていましたが、事件によつて遺族や周囲がどれだけひどい抑圧と排除の中で生きたのか、さらに再審請求やそれが棄却されたことは知らなかったと語っている。子安さんでさえそうなのかと私は驚きましたが、ご自身はそのことを真摯に受け止め反省も含めて、なぜ自分はそれらのことを知らなかったのかについて中で分析しています。同書の「大逆事件」とは何であつたのか―田中伸尚『大逆事件―死と生の群像』を読む―の項で詳しく書いている。その中で先ほど触れた「あとがき」の個所について子安さんは、「そのように聞いた田中の知り合いは決して例外ではない」と次のように書いています。

（恐らく多くの人が、私も含めて、「今さらどうして「大逆事件」なの？」と訊いたかもしれないのだ。その知人は「大逆事件」はもう知っていると思っていた。私もそうだ。だが田中のこの書を読んだ、私は「大逆事件」を何も知らなかった、あるいは知ろうとしなかったところを痛切に思い知らされたのである。）

ここから、子安さんはなぜ知ろうとしなかったのかについて踏み込んで自己分析する。

「私の認識志向を抑制する何かがあったのだろうか。『大逆事件』という『事件』の重石が無意識的に私の目と耳と口を塞いでしまっていたのだろうか。すでに記したように最高裁は昭和四二（一九六七）年七月五日に『大逆事件』再審請求の特別抗告を棄却することを決定した。これによって明治末年の『大逆事件』は戦後日本社会にも『大逆罪』を構成する国家的犯罪事件としてその冤罪性が法的に問われることなく、国家的冤罪性への問いを封じる形で存在することになってしまったのである。」

この部分を私流にいうなら、「国家の嘘」を戦後司法が追認することで社会の中の事件についての「国家の嘘」の「記憶」は「再生」の道を封じられ、改められず、「だまされ」続けた。子安さんは続けてさらに重要な指摘をしています。

「戦後日本の最大の国家的・司法的のスキヤンダルといってもよい。戦後日本の（民主的）国家としての再出発のいい加減さをわれ

われは随所に見ているが、『大逆事件』が『大逆事件』としてあり続けていることは、このいい加減さを根底的に示すものではないだろうか。だが『大逆事件』が戦後日本でなお『大逆事件』であるようにさせてしまっているのは、『事件』を歴史の中に置き去って、目と耳と口を押えてきてしまったわれわれの意識的・無意識的忘却によることだといえなくもない。『大逆事件』を『大逆事件』として在り続けさせてきている戦後日本の（民主的？）国家形成の加担者としてわれわれはあるのではないか。田中の『大逆事件——死と生の群像』は事件の連座者とその遺族たちの死にいたるまでの排除と監視と抑圧の八〇年、いや一世紀を記して、『大逆事件』とは日本社会にとって何であったか、『大逆事件』をなお『大逆事件』であらしめている日本社会とは何かをわれわれに痛切に考えさせるのである。」

少し長い引用になりましたが、国家にだまされないために私たちにどうして「記憶の再生」がどれだけ大事なのかを語ってくれていると思います。

●「近衛兵」の出ない土地

私が『大逆事件』の取材で初めて和歌山県の熊野・新宮に入ったのが一九九七年の秋でした。熊野・新宮では事件の被害者が六人と最も多く、大石誠之助と成石平四郎の二人が刑死しています。そこで取材の中で、言い伝えられている話に接して私は非常に驚いた。『大逆事件』の後、この地域から近衛兵が一人も出なくなった」と。近衛兵というのは、天皇家を護る兵ですが、近衛兵が一人も出なくなった、極めて不名誉なことだと言いいえです。直接的に「不名誉」とは言わないのですが、ありありなんですね。私なんかは、それって名誉なことではないかと思うのですが。

伝聞話を聞いた時の私の驚きには二つの意味がありました。一つは『大逆事件』の取材を始めた一九九七年の時点では、国家犯罪であるということとはもう完璧に明らかになっている。それが一世紀近く経った後も依然として、「そうではない」という記憶が継承されて『大逆事件』は生きであるんだ」という驚きです。もう一つは、そういう言い伝えが伝える天皇観です。この二つの驚きが同時に私の中に起こって渦巻きました。「国家の嘘」が「事実」として岩盤

のように根強く「記憶」され、「だまされて」いるとは一〇〇年後にも気づこうとしない。いっぽうで近衛兵になる道が『大逆事件』で閉ざされてしまったことがなぜ不名誉なのか？近衛兵になることは天皇家から信頼されている証しで、とても名誉なのだという話が生きている。制度としてなくなっても。天皇家は、今もお絶対的な權威なんですね。京都の杉本さんの意識、観念の相似形の天皇観です。

最初の取材でそんな話を聞いてたまげてから約二〇年後、去年一月に事件の被害者の一人、臨済宗の僧侶・峯尾節堂を書くために取材で同県の大宝寺という寺へ行きました。かつては古座川町で、現在は合併で新宮市になっていますが、かなりの山の中の寺で無住寺院です。その寺の周囲で地元の人話を聞いていましたら、二〇年前に伝聞で聞いた同じことが耳に飛び込んできて、私はえっ！と思いました。今度は直接、生のことばです。臨済宗の檀徒で六〇歳ぐらいの女性でした。

「あの事件以来、ここから近衛兵が出なくなりました。」

あれから二〇年、私のショックは伝聞以上でした。この二〇年の間に、新宮・熊野では被害者の名誉回復運動が非常に進み、新宮市議会なども

六人の名誉回復・復権を行ってきた。名誉回復は、まさに「記憶の再生」です。有罪にされた人たちは、天皇への批判があっても、刑法第七三条に反する罪は犯してはいない、国家犯罪の被害者で、彼らは非戦、自由、平等を大事にする時代の先駆者だった——そういう意味の復権です。ですから名誉回復（運動）は、明らかに市民による「記憶の再生」です。それを市民の代表である市議会が認めてきた。加えて今年一月には、市民や新宮市議会の要請を受けた市長が刑死した大石誠之助を名誉市民にした。それでもかつて「天皇に弓を引いた不逞の輩」という「記憶」は、古層のようでなかなかなくならない。そのことを改めて感じました。「記憶の再生」はだから、不断の営みが要る。そんなことを痛切に思い知らされました。

●靖国をめぐる記憶の再生・その攻防

最後になります。戦後史の中で、「靖国」をめぐる記憶の形成と継承、それと私たちが目指してきた「再生」についての攻防です。その簡単な歴史を振り返りつつ今後について少し触れたい。

敗戦直後の一九四五年一二月にG

HQの神道指令によって国家と神道が分離されますが、靖国神社は廃止されず存続することがはつきりする。私たちの先輩は、治安維持法を自らの運動で廃止できなかったのと同様に、戦争遂行の巨大なシステムだった靖国神社を廃止できなかった。これが天皇の戦争責任を不問にしたのと同じように現在につながる大きな問題になった。私はそう思っています。

敗戦後も一掃されることなく残った保守政治家らのリードで、一九四七年晩秋に日本遺族厚生連盟が結成され、それが占領の終わった翌年の五三年に現在の財団法人日本遺族会になる。敗戦直後、遺族八〇〇万人といわれ、肉親を失った悲しみと働き手を奪われて経済的に苦しんでいる遺族の声を背負って、遺族会は財政的な補償要求運動を行っていく。法的な補償制度が出来、遺族の生活がある程度見通せるようになると、遺族会は英霊顕彰運動、つまり靖国合祀を推進する運動に取り組むようになる。戦後社会の中では、戦死者は英霊であるという戦前・戦中の靖国思想は、いったんは後退、もしくは忘却されていましたが、遺族会の運動などによって戦死―英霊―合祀の記憶が再び呼び戻されて社会の中に継承されていく。五一年からの首

相の参拝や七五年まで何度かあった天皇の参拝も記憶の呼び覚ましと継承に大きく影響した。

こうした経過は私と田中宏さん、波田永実さんの三人でまとめた『遺族と戦後』（岩波新書）という本で明らかにしています。これ、すごくいい本ですがあまり売れませんでした。いい本が売れるとはかぎらないのです（笑）。ここではやや大ざっぱにまとめましたが、「悲しみと苦勞」という遺族が等しく持っていた気持ち的背景にして始まった、戦後保守の主導した遺族会の補償要求運動が政治的に奏功すると、当初から見え隠れしていた英霊顕彰運動へと進み、靖国合祀の推進へとつながっていった。この段階では、「靖国」をめぐる「記憶の再生」の取り組みはほとんどありません。

遺族会の英霊顕彰運動と並行するようにもう一つの「靖国」をめぐる「記憶の継承」が始まります。これも占領終了後からですが、戦時中に行われていた「遺児参拝」が一九五二年からスタートします。各都道府県の遺族会が中心になり、公的な補助を得て、これは完全な政教分離違反だと思いますが、全国の小学生・中学生の遺児の靖国参拝をしていきます。おそらく当時の厚生省、そして靖国神社の意向も働いていたと思

います。

私は戦後の遺児参拝については知りませんでした。ですから二〇〇二年に出しました『靖国の戦後史』でも触れていません。遺児参拝について私が雑誌の『世界』で書いたのは、靖国合祀取消訴訟の原告で、中学三年生の時に遺児参拝に参加した松岡勲さんの「記憶の再生」の取り組みで教えられたからです。松岡さんは、遺児参拝問題を詳細に調査し『反天皇制市民一七〇〇』などに継続的に報告していますので、ご存知だと思います。

靖国への遺児参拝運動の凄さは、遺児たちを靖国神社に連れていった後に、感想文を書かせているところでした。参拝の際に「国のために亡くなった」父を立派だったという話を宮司から聞かされ、英霊として神になっている父と「対面」させ、その感動を少年少女の軟らかな心に刷り込む。そしてその記憶を数か月後に再び思い起こさせ文字として書き、追体験させる。もう一度参拝の感動をそれぞれに刻みつけさせる。明らかに「記憶の継承」運動です。遺児参拝では、銀座など東京見物をするなどいろいろあったみたいですが、それで終わりでなく作文を書かせるというのが、実に見事です。松岡さんも感想文を書いていて、靖国

神社で父親に「面会」し、感激と決意を感想として書いています。しかし松岡さんは少年だったころの作文を辛い思いで読み返し、「靖国の記憶」と懸命に向き合ってきた。それは、松岡さんの「記憶の再生」なんですね。

遺児の感想文集は各都道府県の遺族会が作っています。それが全国的に存在しているかどうかは分かりませんが、大阪で言えば五二年度から始まった遺児参拝は五九年度まで続けられ感想文集『靖国の父を訪ねて』も一七集まであるようです。

参拝した彼らは今、六〇歳代後半から七〇歳代半ばでしょう。参拝したことを忘れている人も当然ありますが、その体験は深いところに沈んではいても、確実に「靖国」の記憶として何かのきっかけ、たとえば首相の参拝などで甦り、または呼び出され、「靖国」を肯定的に受け容れる意識を形成していく無形のパワーになってきたのではないか。参拝と感想文のセットは、くり返しますが実によくできた「靖国」の「記憶の継承」だと思います。占領後から始まった日本遺族会の英霊顕彰運動と遺児参拝の運動はみごとな連携ですよ。松岡さんのような意識的な「再生」の取り組みは、おそらく稀有です。

一九六〇年代から靖国神社国家護持運動が始まり、六九年からに法制化の季節に入ります。靖国法案が出るころからようやく「靖国」をめぐるかつての「記憶」つまり戦死―英霊―合祀を批判する「記憶の再生」の取り組みが始まります。保守勢力の取り組みに遅れること約二〇年ほどです。

戦死者は英霊ではないという「靖国」の記憶の作り直しが訴訟の場では始まったのは自衛官合祀取消訴訟からだ。私は思います。中谷康子さんが夫の合祀をイヤだと拒否したのに、自衛隊が護国神社合祀を勝手にやったことへの異議申し立てで、当事者や遺族の宗教や思想を無視して無断で、強制合祀する「靖国合祀」の本質を突く問いかけでした。この訴訟を通じて戦死者は英霊というのは「国家の嘘」という認識が広まるようになりました。

自衛官合祀取消訴訟の進む中で大阪・箕面で忠魂碑訴訟が提起され、天皇や国家のための戦死を讃える靖国の記憶を、神坂玲子・哲さん夫妻や古川佳子さんたちが足元の忠魂碑から揺さぶった。自衛官合祀拒否訴訟でも箕面忠魂碑訴訟でも、「靖国」をめぐる戦前・戦中の記憶を継承したい人びとからの攻撃もあり、このころから攻防と言ってもいい事態が

生まれてきた。しかしやはり「国のための死者は靖国神社で合祀するのは当然」とする記憶を土台にした社会意識は根強く、それが司法を支えてもきた。

一九八五年、中曽根康弘首相の靖国神社公式参拝に対する違憲訴訟で、遺族が初めて前面に立って問いかけを始める。それが二〇〇一年の小泉純一郎首相の参拝違憲訴訟で、「靖国」を問う、つまり「記憶の再生」の取り組みがアジア的スケールに拡大していった。小泉首相靖国参拝違憲訴訟は二〇〇六年まで続きますが、その直後から私が「靖国問題の核心」と言ってきました、遺族による合祀取消訴訟が起こされる。「靖国」をめぐる「記憶」を、国家観を含めて全体的に作り直す根底的な問い、つまり「再生」は、この靖国合祀取り消し、あるいは取り下げ（訴訟）だと私はとらえていました。しかし残念ながら訴訟では、司法の古い「靖国意識」の壁を破れませんでした。

訴訟的には、その後は安倍晋三首相の靖国参拝違憲訴訟が二〇一七年一二月まで続きましたが、この訴訟ではかえって司法の壁が厚くなったことが明らかになったようです。これは「靖国」をめぐる社会意識が、戦争国家化という戦時体制の進む中

で、戦前・戦中の「靖国」の記憶があらわに表出してきたという観方もできるかもしれません。司法もその影響を受け、顔を平和に向けるのではなく、逆方向に向けたように思われてなりません。

「靖国」をめぐる社会の記憶に対して今日まで三〇年くらい私たちはその根に向かって働きかけてきましたが、その根強さの前にしばしばたずむような思いにさせられる。少なくとも岩盤が崩れるような揺さぶりをするとところまでは行っていない、というのが客観的な事実だと思います。これはやはり自覚しておきたい。だけれども、戦後史の中でそういう「記憶の再生」に取り組んできた市民がいて、果敢な闘いをなお続けているということは積極的に評価しなければならぬ。私たち自身が評価すべきだと思います。自己満足ではない、前へ進むための評価です。

●終わりに

「靖国」をめぐる約三〇年の攻防は、非戦・反戦を普遍的な価値とする戦後の私たちの生き方の総体に関わっていますが、関西訴訟の終結は休み時間ではあっても終わりはありません。「記憶の再生」運動の舞

台は回り、休憩はあっても幕は下りない。樂觀できない、きつい状況の中で私たちの課題は何か。これに応えるのは容易ではありませんが、気づいたことだけを少し申し上げて終わりにしたい。

三〇年の攻防を凝視すると、訴訟とは別に戦前・戦中にはなかった、「記憶の再生」運動が起き、それが続いていることに気づきます。一つは、日本遺族会の靖国の「記憶の継承」に対抗して、一九八〇年代の半ばにクリスチャンを中心にして誕生した平和遺族会の運動です。ほぼ同時に真宗遺族会（浄土真宗本願寺派）が生まれ、また真宗大谷派にもでき、続いている。これは敗戦前にはなかったし、あり得なかった。宗教者であるという点で少し狭い感じがしますけれども、しかし植民地支配や侵略に荷担した宗教者という自覚を土台にしていますから、その意味でも特筆すべき運動だと思います。

二つは、先ほど触れました合祀取り消し訴訟後に始まった、個人的ではない取消運動です。「靖国」をめぐる「記憶の再生」の核心中の核心で、今も続いています。これは、靖国神社が「分かりました、それでは外します」というまで続く、終わりのなき運動になるでしょうが、大きな問題は当事者の避けがたい高齢化で

す。ですからどういうふうに継承していくのか、喫緊の課題です。

合祀取り消しを求める遺族を、現在の二桁から三桁、四桁、五桁へと増やしていくことも必要ではないか。数は力なりという側面もありますから。平和遺族会などへの呼びかけを含めて。そうなればもつと社会的に広げていくことができるし、共鳴共感もうんと生まれてくる。合祀取消要求ほど条理に叶った運動はないのですから。靖国側の拒否は不条理でしかないのですから。高齢化の問題を乗り切って、次の代にこの運動をどうしてもつないでいかななくてはならない。首相の参拝に対する違憲訴訟は、形として受け身の「再生」運動にならざるを得ないが、合祀取消は首相の参拝の有無は関係なく、ずっと積極的ですから。

「ころさない、ころされない、ころさせない」というシンプルだが、普遍的な思想を表しているこの言葉を声に出して読んでみると、私たちの「記憶の再生」の最終的な目標が実感できます。そういう社会／世界を創っていくための市民の表現フレーズとして実に素晴らしい。中曽根靖国参拝違憲訴訟以来続いているこの訴訟の事務局、私は全国のあらゆる運動を見てきているのではありませんが、全国最強の事務局だと思っ

ています。この事務局が発してきた「ころさない、ころされない、ころさせない」という目標に向かって、これからも様々な形で、ステレオタイプが発想ではない、発信を続けていつてほしいと思います。

今夜は、関西訴訟の終結に際して「記憶の再生」をキーワードにして話してきましたが、雑駁な感想のようなものになってしまいました。ご清聴、ありがとうございました。

（お断り：本稿は四月一三日の講演に加筆、補正をほどこしました）

資料

伊丹万作「戦争責任者の問題」

だまされたということは、不正者による被害を意味するが、しかしだまされたものは正しいとは、古来いかなる辞書にも決して書いてはないのである。だまされたとさえいえば、一切の責任から解放され、無条件で正義派になれるように勘ちがいしている人は、もう一度よく顔を洗い直さなければならぬ。

つまりだますものだけでは戦争は起らない。だますものとだまされるものとがそろわなければ戦争は起らないというこ

とになると、戦争の責任もまた（たとえ軽重の差はあるにしても）当然両方にあるものと考えざるほかはないのである。

そしてだまされたものの罪は、ただ単にだまされたという事実そのものの中にあるのではなく、あんなにも造作なくだまされるほど批判力を失い、思考力を失い、信念を失い、家畜的な盲従に自己の一切をゆだねるようになってしまっている国民全体の文化的無気力、無自覚、無反省、無責任などが悪の本体なのである。

「だまされていた」といつて平気で行られる国民なら、おそらく今後何度でもだまされるだろう。いや、現在でもすでに別のうそによつてだまされ始めているにちがいないのである。

一度だまされたら、二度とだまされまいとする真剣な自己反省と努力がなければ人間が進歩するわけではない。この意味から戦犯者の追求ということもむろん重要ではあるが、それ以上に現在の日本に必要なことは、まず国民全体がだまされたということの意味を本当に理解し、だまされるような脆弱（せいじやく）な自分というものを解剖し、分析し、徹底的に自己を改造する努力を始めることである。

出典：『新装版 伊丹万作全集一』
筑摩書房

安倍靖国参拝違憲訴訟報告

「反骨と愛」

弁護士 吉田恵美子

■ 弁護士への参加

私がこの靖国訴訟に関わるきっかけとなったのは、私がロースクール時代に康由美弁護士の紹介で、この靖国訴訟事務局の弁護士会議に参加させていただいたことです。

その時に原告の人たちの「精神的被害」という言葉を、「こうちゃうの」と、なんとか法的構成にのる形で、頑張って紡ぎだしている空間を私も味わって、「すごいなあ」と思っ、こういう空間に私も入って、自分も弁護士としてやってみたいというのがありました。

それと、天皇制そのものを問う訴訟というのがなかなかないので、その点も本当に凄いなと思っていました。もともと、私は大学で卒論では「慰安婦問題」について考えたり、大学院では、アメリカの黒人女性のベル・フックスという理論家について、フックスの批評・理論を研究して、あらゆる差別や抑圧をなくしたいという思いが強くあって、そういう意味でも大変興味があ

ったのです。

そして弁護士になって、中島光孝法律事務所に入らせていただいて、ちょうどそれが二〇一三年一月で、その一月二六日に本件参拝があったのです。たぶん事務局長の菱木さんから中島弁護士にお電話がありました。そしてやっぱりこの訴訟をやるということになって、「私も参加させていただきたい」と、弁護団の一員となりました。それがもう四、五年ほど前、ということ感慨深いです。

■ 訴訟提起

一審、控訴審、上告審とあって、上告の結果は上告棄却、上告受理申立も受理しないという結果ではあったのですが、一審や控訴審の中でいろいろ闘ってきた中で、判決で勝ち得たところもありますので、そこをご紹介させていただきたいと思います。

まず一審が、二〇一四年四月一日と、結構早く提起しているのです。今まで靖国関係訴訟でなかった、差止めを求めました。内閣総理大臣として安倍は参拝してはならないというところ、靖国神社もそれを受け入れてはだめだという受け入れ禁止と、あとは損害賠償請求が付いてい

ます。

権利としては、「内心の自由形成の権利」、「信教の自由確保の権利」、「回顧・祭祀に関する自己決定権」の権利の侵害。あと、新たに「期待権」を主張しました。前の小泉首相靖国訴訟で原告だった人が今回の訴訟の原告にもいるのですが、その時の福岡地裁の判決や大阪高裁の判決で、「内閣総理大臣の靖国参拝は違憲」ということが、判決理由中だったけれども出たのです。そういう判決が裁判所から出たのだから、もうその後の内閣総理大臣は靖国神社に参拝しないという「期待」があった、ということと、その「期待」を裏切ったという権利侵害。そして最後に、これが目玉なのですが、「平和的生存権」の侵害を主張しました。これは、前に名古屋地裁判決があつて、「平和的生存権」自体に具体的な権利性がある、と。その要件、もう少し詳しく戦争準備行為などいろいろと要件があるのですが、それが認められた判決がある。それを、この訴訟でも有効に活用できるのではないかと、いうところがありました。

■ 靖国神社への補助参加、ヘイトスピーチ

実際の審理に入って、いろいろと

思い浮かぶことがあります。

被告の靖国神社側に、英霊に感謝を持っているという人たちが、補助参加の申立てをしました。これは申立ての度に却下されたのですけれども、代理人の徳永弁護士が、その申立ての都度法廷に出頭してきました。補助参加という形で、傍聴席ではなくバーの中に入ることができずし、また、進行協議に入って裁判の中で何が語られているかが分かってしまいます。補助参加が却下されれば別の人を補助参加申立人として、また補助参加申立てをするということを繰り返しました。

また、安倍靖国参拝がヘイトスピーチを増悪させたことを主張したのですが、ヘイトスピーチ関係では問題も実際にあって、口頭弁論直後の法廷の傍聴席で補助参加申立人と思しき人によるヘイトスピーチが発生しました。まさに具体的危険が、この内閣総理大臣の靖国参拝の中でも起こっているわけです。そういうことも準備書面で書いたりしました。

■ 若者や女性、台湾、沖縄の原告のアピール

そして、特筆すべきことは、原告として若者や女性、台湾原住民や沖縄の人たちが原告に入っていること

を強くアピールしたことです。

「女性」でいいますと、安倍の靖国参拝によって、戦争へ行くことを「靖国の母」として支えよというような政治的なメッセージを与えたということ、で、「慰安婦」の問題であったり、戦争暴力の危険の話であったり、戦争動員による人権侵害の危険にさらされたことを主張しました。

「若者」で、男性の若者であれば、戦地に行って人を殺したくない、殺されたくない、まさにこの集会のチラシの「殺すな、殺させるな」に書いてある通りですけども、戦争に行きたくないし、靖国神社に祀られたくない、と。戦争に参加させられる恐怖、それは漠然とした不安感ではなくて具体的な恐怖であって、まさに明確にここにある具体的な危険であることを主張しました。

弁護士会議にも女性や若者に参加していただきました。法廷で尋問をしたということだったのでですけども、先ほどのヘイトスピーチと関連していて、原告としての名前を出せない。名前を出してしまうと、ヘイトスピーチをする人たちがネット

にあがって、働いている職場や名前がわかってしまうことで働けなくなったり、自分自身に具体的な危険が及ぶおそれがあるので、名前を出さないで尋問ができないかということ

主張しましたが、裁判所は、やはり特定できないということが無理だという判断でした。だとしても、陳述書に近いもの、女性や若者の気持ちをはりとか書面に表したいということで、主張として準備書面の形では出しました。

台湾の原告のことで言いますと、台湾の原告に委任状をもらいに行つた時、先ほど中島弁護士が話されていましたけれども、チウス・アリカオチンスーメイ（高金素梅）さんに直接お会いしまして、私は、台湾靖国訴訟、「還我祖霊」の闘いについて学んできましたので、感動しました。そういう出会いがありました。

また、「意見書」を今回も提出したのですが、高橋哲哉さんに「英霊のシステム」についても一度執筆していただきました。沖縄に関して小林武さんに「平和的生存権」について、その「準備行為」ということについて詳しく論じていただきました。小林さんには実際に大阪まで来ていただいて、弁護士会議にも参加していただきました。

■ 一審判決に対する批判

今回、裁判官の三人のうちの左陪席が、私の修習時代に刑事を教えていただいた裁判官で、主張書面で書

いた私の煮えたぎる熱い思いを何とか汲み取ってくれないかなあと思っていたのですが、やはり熱い思いは全く届かなくて（笑）。通常、まずは左陪席が判決案を書くので、おそらく、その方が判決を書いたと思うのですけども。

二〇一六年一月二十八日に一審判決があつて、「被侵害利益はなし」、差止め理由はない、と。結局、「政教分離」についても判断がなかった。ただ、意義があるところもあつて、安倍靖国参拝というのは「新聞、テレビ等の報道機関で大々的に報道された」という点が認定されました。

また、「内閣総理大臣・安倍の靖国参拝の影響力は強い」ときつちり認定されたのです。

しかし、「参拝にとどまる限度において特定の個人の信仰を圧迫しない」ということでしたが。ただ、「影響力を認めた」という点は特筆すべきだと思っています。

ダメなところはいろいろとあります。靖国参拝後に安倍はいろいろなことを説明しているのですが、その主観的な説明をそのまま、裁判所は、「合祀者を『国のために喜んで死んだ』と意味付けをしていないし、靖国の教義を布教・宣伝していない」という理由付けに使ったのです。言

ったもの勝ちか、という感じなのです。

す。

あと、これは結論的にはよくないのですが、ヘイトスピーチに関することについて「理由」の中に書いてくれている、ヘイトスピーチの原因が安倍参拝や参拝受入れにあるという「証拠がない」と。そういう書き方をしている。「じゃあ、証拠を出せば認定するのか」と少し意気揚々としたのですが。控訴審に向けて、その一審判決をどう分析して、どう控訴していくかということに力を注ぎました。

■ 控訴審での主張

二〇一六年二月九日、控訴審が始まります。先ほどの証拠以外に、権利侵害について「英霊サイクル」の論理を強化しようということで、原告の方々にアンケートを取りました。安倍が内閣総理大臣として靖国に参拝したことで、自身の何が侵害されたのか具体的に書いてくださいというアンケートです。いろいろな皆さんの思いを集めて、裁判所に提出しました。

昨日、古川佳子さんの出版パーティでもお話をしたのですが、アンケートに書いていただいた、箕面忠魂碑訴訟の時の「英霊サイクル」の図などももちろん提出しています。

力の証拠として提出しました。

■ 一審判決より大きく後退した高裁判決

かなり万全なことをしたと思って
いたのですが、二〇一七年二月二八
日に判決があつて、これは一審判決
よりまさしく後退した最悪のもので
した。先ほど申し上げた、一審判決
に記載された「影響力があつた」と
か、その他様々な部分を削除してい
るのです。しかも、なお書きで、「な
お、権利侵害がないから職務行為性
は判断しなくていい」とわざわざ言
っている。そういう判決で、本当に
数ページしかない、本当に「なんだ、
これは！？」裁判所は証拠を見ている
のか？」という判決でした。

■ 上告審

これではダメだということで、上
告したので、上告・上告受理申
立が二〇一七年三月一〇日で、その
まますと経つて、二月二〇日に、
冬休み前に出しておけていうこと
なのかもしれませんが、「上告棄却」
・「受理しない」という決定が出ま
した。上告棄却の理由は、「憲法違
反、理由不備、食違いはなく、上告
人が主張しているのは、事実誤認や

単なる法令違反に過ぎない」という
判断だったのです。不受理について
は、「(民訴法三一八条一項により)
受理すべきものとは認められない」
という判断でした。これは、本当に
あつけないなあと思いました。

■ 裁判を振り返って

まとめと言いますか、私の感想な
のですが、法的に筋の通るものにす
るといふのは、本当に難しいところ
で、まず、裁判という仕組みが事実
と証拠から認定しなければならな
いというのがあります。次に、法的
構成ということで、どうして内閣総
理大臣が靖国神社に参拝すること
で、他人であるそれぞれ個人の内心
の自由とか、平和的生存権が侵害さ
れたのかということ、裁判官にわ
かる形で、しかも法的に主張しなけ
ればならないことの難しさ。これは
弁護団会議でいつも課題になつて話
をしたところなのです。

かつ、原告の皆さんの「気持ち」
を乗せる、ということ。それを
インパクトのあるものにしなければ
ならない。そういう形にするには、
極めて緻密な議論と、資料収集や調
査、実際に執筆する、本当に時間の
かかるものだとなりました。

コツコツと職人のようにネットを調
べたり、本を調べたり、意見書を書
いていただいたり、どのように論理
を組み立てるのか、ということには
本当に時間と労力のかかるもので、
それは先人としての弁護士や事務局
の方々の今までの訴訟の経過や成果
を随分と参考にさせてもらったので
す。

今回の訴訟の意義について、実質
論としてこの訴訟中に安倍は、靖国
に玉串料は供えたのですけれども、
安倍首相の参拝自体はなかった。他
の閣僚の靖国参拝はありますが、そ
ういう意味では事実上、一定の圧力
になつたのではないかと思います。
東京靖国訴訟もあつたということも
あつて。

また、一審判決で安倍の靖国参拝
に「影響力がある」と認めたという
判決が残つたのはよかったと思いま
す。もちろんそこで確定したわけは
はないのですが。

いろいろと考えるとところなのです
が、最後の砦である司法府に裁判に
訴えるという方法論についても、本
当に凄く難しい訴訟なので、他の形
というのも考えながら、先ほど田中
さんのお話にありました、「世界一
すばらしい事務局」(笑)から発信
を続けていく、と。本当に、まさに
その通りだなあと思ったのですが、

あとは、政教分離について判断を
せよ、と。職務行為性について判断
していなかったもので、先ほどの証拠
を強化しようということで、ここは
かなり力を入れました。皆さんご存
知だと思いますが、稲田朋美が「靖
国神社は平和を誓う場所ではなく、
祖国に何かあれば後に続きますと誓
う場所でないといけない」という
ことを言っているのです。この言葉
から、稲田朋美は靖国神社の本質を
よくわかっていことがわかります。
す。このような稲田の言動を抜き出
して、安倍政権閣僚の稲田が、国の
ために戦争で死ぬことを強要する政
治的メッセージを発していることを
示す証拠を提出しました。日本会議
に所属している閣僚がたくさんいま
すが、その日本会議と靖国神社のつ
ながりを示す証拠も出しました。

あと、影響力というところでは、
安倍の参拝による世界への影響とい
う意味で、新聞報道の記事を集めて
きました。また、安倍参拝がヘイト
スピーチを強化させたことを示
す、ヘイトスピーチを掲示したサイ
トが実際にあります。朝鮮人に対す
る憎悪を増幅させる絵や表現をして
いる、すごく嫌らしいサイトがある
のですが、そういうものも証拠とし
て提出しました。沖縄基地の状況も
新聞の記事等々で、安倍参拝の影響

その発信のあり方を今後模索していくのかなあと思っています。

もし、今後、訴訟という形をまたとるとなると、このごろ「クラウドファンディング」というのがあるのです。亀石弁護士がやっているのですが、お金がなくてもやらねばならない訴訟がある中で、弁護士費用など諸々の訴訟費用というものを集める手立てとしてそういう方法がある、と。そういう可能性も模索することもあるというか、考えてもいいのではないかと、ちらっと思っています。

■ 「いとおつ」ということ

反骨と愛

それと、「再出発」ということについて考えたのですが、本件訴訟の別の意義ということで、実はここが核心だと思っているのですが、つながり、連帯というものが深まったと思っているのです。先ほど、田中さんに先に言われてしまったと思ったのですが、この事務局というのはいとおつに愛にあふれていて、いとおつのです、すごく仲がよくて、何て言うのか、とにかくいとおつ。もちろん批判する時には批判するのですが、これはおかしい、靖国に首相が参拝することはおぞましいことだ

し、戦争準備行為であるという怒りはもちろんある。その怒りや信念を共有できる仲間がずっといるということは、これは何一〇年続いたのですかね？（笑）。小泉からですか、中曽根から引き続いていられる方もいらっしゃる。そこがすごいなあと思います。

昨日、山内さんが「古川佳子さん出版パーティ」でお話くださったことで印象に残ったことがあります。靖国神社に古川佳子さんが合祀取下げに行かれた時に、「兄がいとおしいからここに祀ってほしくな」と。その言葉にとっても感銘を受けたという話をされたのです。

韓国のジョン・ヨンジュ監督がナムの家に住むハルモニを撮影した映画『ナムの家』というのがあります。私は、昔にその映画を京都で上映する会に参加したことがあって、それに関係する本を出版するというところでいろいろな学生や学者と対談をしたのです。戦争をしたい人たち、安倍とかそういう考え方を持っている人たちは、自分のおじいさんやおばあさんを愛するからこそ、おじいさんが侵略したとは考えたくなくて、なぜ他国の、例えば韓国のおばあさんやおじいさんのことを思い、同じように愛することができないのだろうか。人をいとおしいと思

う、その気持ちはとても大事なのではないかとこのことを話したことを、山内さんの話を聞いてすごく思いついたのです。それがまさにこの仕組みを解体するヒントでもあるのではないかなと思っています。

先ほどの田中さんのお話でも「記憶の再生」をし続けていく市民がとても重要だということでした。このつながりを大事に、反骨精神と愛、というのがキーワードなのではないかと思ったりしています。

私自身として、ここ四年、靖国訴訟弁護団に関わることができてすごくよかったし、人格的にも弁護士としても成長したと思いますし、本当に感謝しています。ありがとうございます、本当に愛をキーワードに頑張っていきたいと思っています。ありがとうございます。

二〇一八年四月一三日

（本稿も四月一三日集会のお話に加筆補正をほどこしたものです）



東京・ノー！ハプサ第2次訴訟よりのお知らせ

第18回口頭弁論 原告本人尋問（2回目） 9月18日（火） 午前10時～、午後1時15分～

証人尋問予定期日 10月2日（火） 10月23日（火）

法廷はいずれも東京地方裁判所103号大法廷。証人、スケジュールは未定です。

★「ノー！ハプサ」の会員になって、裁判を支えてください。証人尋問を支えるカンパにもご協力を！

法廷通訳料、意見書作成費用、来日費用等、多くの費用が必要です。皆さんの力を貸してください。

（年会費）一般 3000 円 学生・年金生活者 1000 円 団体 10000 円

（郵便振込）口座番号 00270-3-133157 口座名義 ノー！ハプサ

e-mail: nohapsa@yahoo.co.jp ブログ: <http://no-hapsa.at.webry.info/>



＝重要な局面です、関東にお住まいの皆さん、ぜひ傍聴に駆けつけてください！！＝

第一回 報告

靖国合祀イヤですアジアネットワークの原点

私たちが再び無自覚な「加害者」とならないために

八月一日、エル大阪にて第三期
第一回、映像による靖国連続学習会
が開催されました。

チワス・アリさんのビデオメッセージ

今回は当初、台湾からチワス・アリ（高金素梅）さんが来られる予定でしたが、台湾の国会の都合で、残念ながら来られなくなりました。そこで、最初に、チワス・アリさんからのビデオメッセージが上映されました（通訳：墨面さん）。そのビデオで、チワス・アリさんが国会の都合で来られなくなったお詫びとインカメビンさんの歌が紹介され、今後とも原住民の文化と誇りを取り戻す闘いをしていく決意を述べられました。

「還我祖霊」

続いて、台湾で制作された短編映像「還我祖霊」が上映されました。その中では、多くの台湾原住民が原告として参加した小泉首相靖国参拝違憲訴訟（大阪提訴第二次）いわゆる

「台湾訴訟」の法廷闘争以外の台湾原住民による靖国神社への抗議行動、及び彼らが、靖国神社に勝手に合祀された自分達の「祖霊」を取り戻そうとする祈りの模様、その彼らの怒りの元である戦前、戦中の日本の台湾に対する侵略の歴史、そして、大阪での裁判闘争の映像が映し出されました（通訳：墨面さん）。

台湾靖国訴訟の経過とその意義

次に「台湾靖国訴訟」の経過とその意義について菱木さんが話しました。

この訴訟を提訴するにあたり、まずは、二〇〇三年一月と二月に事務局代表と弁護士が台湾へ説明に行き、台湾でも原告を募り、二月に提訴。

しかし、一審の大阪地裁では同年五月に棄却判決が出されました。ところが控訴審の大阪高裁では、チワス・アリさんが本人尋問に採用され、二〇〇五年九月の判決では、裁判所は損害賠償は棄却しましたが、日本による台湾の植民地支配下における台湾原住民に対する加害の歴史とそ

の被害者である台湾原住民が彼らの祖先の祀り方とは全く異なった方法で加害者といっしょに靖国神社に合祀されていることを事実認定しました。そして、小泉首相の靖国参拝は職務として行われたものであり、違憲であると明確に判断しました（上告せず確定）。

靖国・台湾訴訟と訪台報告

次は服部さんが、靖国・台湾靖国訴訟に関する話と、今年、東アジア青年交流プロジェクト（*）として台湾を訪れた報告をしました。

服部さんは、中曽根首相、小泉首相、そして安倍首相とずっと首相の靖国参拝違憲訴訟を闘ってこられたが、靖国神社は、けっして戦死者を追悼するものではなく、戦死者を顕彰することによって国民を侵略戦争に動員するためのものだという正体を暴いていかなければならないと述べました。

「台湾訴訟」では多くの台湾人原告の方々も原告として参加されましたが、服部さんは、あらためて、日本が過去五十年にもわたって台湾を植民地として支配してきたこと、しかも、台湾人を日本軍の兵士として徴兵し（当時、日本が名付けた「高砂義勇隊」として）、多くの戦死者を

出し、靖国神社に合祀していることを話しました。

今回、東アジア青年交流プロジェクトで訪れた台湾の川中島では戦前、台湾の原住民が日本の支配に対して起こした反乱を日本軍が武力で弾圧し、多くの台湾原住民が殺された（霧社事件）が、そこへ行ったときの様子が登場で紹介されました。

最後に、今後ともアジアの人と連帯し、靖国や国家に対し闘っていきたいと締めくくりました。

（*）東アジア青年交流プロジェクト：日本、中国、台湾、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、極東ロシアの若い世代が、対話によって正しい歴史認識を身に付けることによって、歴史の清算と和解、平和構築、新自由主義政策への対抗、持続可能な循環型社会の確立のために相互に学習するために設立されたプロジェクト。

（報告 高橋 靖）

合祀イヤです・今年も続けます！

ますます重要性が増す合祀取消要求行動 2018年・今年もあなたも参加してみませんか

2018年10月9日（火）

- 10時15分 靖国神社大鳥居前集合
- 10時30分 靖国行動参加者みんなで各自の「合祀取り消し要求書」を靖国神社に提出
- 11時～ 合祀イヤです訴訟元原告他で靖国神社と面談
(人数制限あり、面談に入れない人は待機していただくことになります)
- 13時～ 昼食を兼ねて報告集会（在日韓国 YMCA 予定）2時間程度

私たち「靖国合祀イヤです・アジアネットワーク」は、今年も、第7回「合祀取り消し靖国行動」を行います。

イラクや南スーダンに派兵された自衛隊の「日報」隠しが問題となり、その内容がやっと少し明らかになっていきます。私たちが心配したように、現地は「戦闘」状態にあり、自衛隊員は「殺し 殺され 殺させられる」寸前にあったのです。私たちは、南スーダンでの自衛隊員の死が新たな「合祀」につながるのではないかとこの危機をもち、一昨年、昨年の靖国行動での面談でも質問書でも問題にしてきました。靖国神社は、「合祀の対象とするかどうかは、従来の合祀基準のみならず時代の要請をも踏まえ、当神社の崇敬者総代会が最終的に判断することになります」と私たちに回答し、面談では「国が戦死と認めれば可能性がある」と発言しました。

「靖国合祀イヤです・アジアネットワーク」は、今現在も靖国神社に合祀され続けている戦没者の遺族が靖国神社での「合祀」を許し、放置し続けるならば、私たち遺族が「新たな戦争」「戦争する国」に加担することになってしまうと考え、「合祀はイヤだ！」と声を上げ、行動してきましたが。まだまだ少数、一人でも多くの遺族が「合祀はイヤだ！」の声を挙げ続けることが求められているのです。

遺族の皆さんの積極的な「合祀取り消し靖国行動」への参加を呼びかけます。今年も引き続いて「合祀取り消し要求書」を靖国神社に突きつけましょう。

「合祀取り消し要求書」で「合祀イヤです！」の意思表示を！

靖国行動当日参加がむずかしい場合は、最終ページの「合祀取り消し要求書」を切り取り、記入の上
9月23日までに「靖国合祀イヤです・アジアネットワーク」にお送りください。私たちが靖国神社に届けます。

靖国合祀イヤです・アジアネットワーク

連絡先：大阪市中央区内淡路町 1-13-11-402 号

電 話 06-7777-4935

ファックス 06-7777-4925



11月7日(水)

6時30分～

エル・おおさか

5階視聴覚室

参加費 800円

第2回 靖国連続「映像」学習会

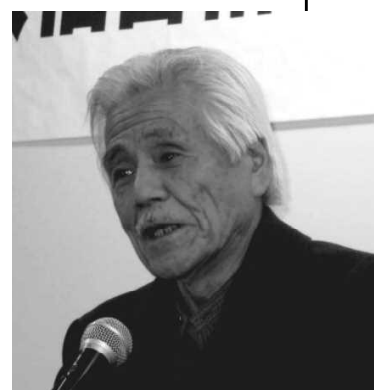
「靖国の檻」

－映画上映と菅原龍憲さんのお話－

2006年8月、我が国の裁判史上初めて、靖国神社を相手取って戦没者の合祀取消を求めた裁判が提訴された。この歴史的な裁判の意味と原告の内面を描いたドキュメンタリー。

第2次大戦の戦没者らを英霊として祀る靖国神社が管理する合祀（ごうし）名簿から、親族の名前を削除することなどを求めている訴訟の原告ら9人がその心情を語る。原告団長で、島根県大田市に住む僧侶の菅原龍憲さんが、関西、四国、北陸などに暮らす原告と原告でないが、戦没者の遺族1人を訪ねインタビューし、その内面に鋭く切り込んだ渾身のロードムービー。

今、「日本人」が問われる。2011年2月制作（監督：はなたろう）



事務局より

読者のみなさんへ

今年に入り、地震、猛暑、大雨洪水と大変な事態でした。特に9月に入っての台風21号、北海道の大地震、被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。

自然災害のみならずこの国の政治状況もますます悪化、人権意識の後退も甚だしい限りです。それでも私たちは「黙らない」を貫きたいと思います。

さて、4/13 訴訟終結集会をもって「安倍首相の靖国参拝違憲訴訟団」は解散し、この通信も最終号となりました。しかし、「靖国」問題については今後とも皆さんと共に目を凝らし続けます。長い間物心共に会を支えていただき感謝！ありがとうございました。まだまだこれからも共に！

今後について以下3点ご協力よろしくお願いします。

- ◆通信は引き続き「靖国合祀イヤです・アジアネットワーク通信」として、発行いたします。（年2、3回予定、内容として靖国問題や、政教分離、信教の自由についての情報発信を中心に考えています）
- ◆現在通信は約1000通発送しています。送料の負担が大きいこともあり、訴訟団の解散と新通信の発行を機に発送者名簿の見直しを予定しております。新しい通信辞退をご希望される方はご一報ください。長年ご連絡をいただいていた方については発送を停止させていただくこともあります。ご了承ください。なお通信は引き続きホームページ、集会等での配布等でご覧になれます。
- ◆会の再出発は残念ながら逼迫会計からです。いつもながらの暖かい支援の上にカンパ要請、心苦しい限りですが、よろしくお願いします。（すでに入金くださっている方にも振込用紙同封しておりますが、ご放念ください）

会計逼迫
カンパ
おねがい

2018年 月 日

宗教法人靖国神社 様

住所

名前

合祀取り消し要求書

私の (戦没者との関係) 、 (戦没者の名前) を霊爾簿から削除してください。

戦没者の名前	
戦没者の本籍あるいは都道府県名	
靖国神社への合祀日時	
合祀取り消しを求める理由	

年 月 日までに返答してください。
要求に応じられない場合はその理由を記してください。

